

## 有機 J A S 認証に係る経費を補助します



有機農産物の認証登録事業者数が日本一のまち山都町では、有機 J A S 認証の定着と取得拡大を図り、安心安全の農業を推進するため、有機 J A S 認証に係る経費を補助します。

農業や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された安全・安心な食品を表しており、認証を受けた事業者のみが使用できるマークです。

- 対象者** 山都町内に住所を有し、令和3年度に新規または継続して有機 J A S の認定を受けた方
- 交付額(定額)** 新規取得者：上限5万円 継続者：上限3万円
- 対象経費** ・認定機関における有機農産物(生産行程管理者)の認証に係る経費  
・認定事業者の年次調査結果の判定に係る経費
- 提出書類** ①補助金交付申請書および実績報告書 ②補助金請求書  
③有機 J A S の認定証または年次調査結果の証明書の写し  
④有機 J A S 認証を受けているほ場の一覧がわかる書類の写し  
⑤有機 J A S 認定申請料等の領収書の写し ※明細がわかる請求書を添付  
⑥振込先口座が確認できるものの写し
- 提出先** 農林振興課または各支所農林建設水道係

問合せ先 農林振興課 ☎ 72-1136

## 町営住宅の入居者を募集します



- 受付期間・場所** 10月29日(土日祝日を除く)午前8時30分~午後5時まで  
建設課又は各支所 農林建設水道係
- 抽選会** 11月10日 午前10時(時間厳守)役場本庁(必ず印鑑を持参のうえ出席)
- 入居資格(全住宅共通)** ①同居しようとする親族がいること。②入居者全員の月額所得(所得金額から扶養等控除した額を12か月で除した額)が基準の金額を超えないこと。③住宅に困窮していること。④町税等を滞納していないこと。⑤申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。※月額の所得の金額については、下表入居資格(ア)のとおりです。
- 申込時提出書類(全住宅共通)** ①入居申込書兼同意書 ②住民票(入居者全員) ③所得証明書(入居者全員。無職であっても提出) ④納税証明書(納税義務者全員) ※入居者全員がマイナンバーカードをお持ちであれば、②住民票・③所得証明書は省略できます。

	団地名、場所、建設年度、間取り、家賃(月額)等	入居資格
町営住宅	水の田尾団地(北中島) 1戸 平成9年度建設 3DK 家賃18,000円~35,300円 共益費あり・駐車場代あり	ア 月額の所得が、一般世帯は158,000円以下、高齢者・障がい者・小学校に入るまでの子どもがいる世帯は214,000円以下。 イ 単身入居の場合は、60歳以上の方、障がい者、生活保護者等。
	和の杜団地(須原) 2戸 平成3年度建設 2階建 4DK(2階あり) 家賃17,600円~34,600円 共益費あり・駐車場代なし ※うち1戸告知事項あり	
	馬見原川鶴団地(馬見原) 1戸 平成11年度建設 3階建 3DK 家賃20,100円~39,600円 共益費あり・駐車場代あり	
貸特定公共住宅	そよ風ハイツ(柏) 1戸 平成8年度建設 3DK 家賃31,000円(定額) 共益費あり・駐車場代あり	ア 月額の所得が158,000円以上259,000円(居住の安定を図る必要があると町長が認める者については、487,000円)以下であること。 イ 町内に住所又は勤務場所もしくは事業場を有するもの。
宅一般復興住	原団地(原) 1戸 平成28年度建設 2DK 家賃9,500円~21,900円 共益費あり・駐車場代あり	ア 月額の所得が259,000円以下 イ 熊本地震被災者優先 ウ 単身入居可。ただし同居親族優先

空室の入居促進を図るために、応募者がなかった住宅については、入居者が決まるまで募集を行います。詳しいことにつきましては、建設課までお問合せください。

問合せ先 建設課 ☎ 72-1145

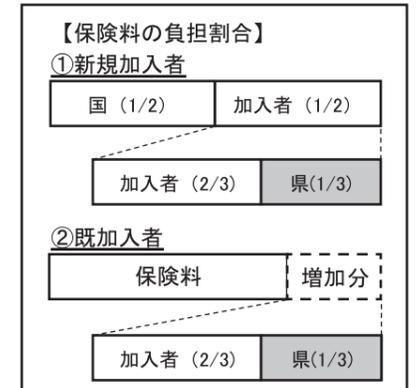
## 令和4年分農業・収入保険の保険料を補助します



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、農業者の経営安定や生産の維持・拡大を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響等による収入減少に対応できる収入保険制度への加入促進を図るため、熊本県が保険料の一部を負担する「収入保険加入緊急支援事業」を実施します。

- 【収入保険制度】**
- 対象者** 青色申告を行っている農業者(個人・法人)
- 対象収入** 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
- 補填の仕組み** 収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填

- 【収入保険加入緊急支援事業】**
- 事業内容**
- ①新規加入者(令和4年分): 加入者負担の1/3を助成(上限6万円)
  - ②既加入者: 保険適用に伴い保険料区分変更が生じた場合による掛金の増加分のうち、加入者負担の1/3を助成(上限1万円)
- スケジュール**
- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 令和3年11月末まで | 加入申請                          |
| 令和3年12月末まで | 保険料・積立金等の納付                   |
| 令和4年1月~12月 | 保険期間                          |
| 令和5年3月~6月  | 保険金等の請求・支払い<br>(収入の減少が発生した場合) |



問合せ先 熊本県農業共済組合上益城支所 山都出張所 ☎ 72-4222

## 【令和3年度10月版】新型コロナウイルス感染症に係る事業者向け支援制度一覧

最新の主な事業者向け支援制度を掲載します。詳しくは、山都町ホームページをご確認いただくか、各問合せ先までご連絡ください。町では新たな支援制度を創設予定です。概要は11月号でお知らせします。(R3.10現在)

主体	名称	対象者	申請期間	問い合わせ先
国	月次支援金	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、措置の影響を受けて月間売上が前年又は前々年の同じ月と比べて50%以上減少している事業者	・8月分 9/1~10/31 ・9月分 10/1~11/30	月次支援金相談窓口 ☎ 0120-211-240
県	熊本県時短要請協力金	県の要請に全面的に協力した飲食店等	10/29まで	熊本県時短要請協力金相談窓口 ☎ 096-333-2828
	熊本県事業継続・再開支援一時金(中小事業者等への支援)	県内に店舗や事業所等を有する中小事業者等 ※熊本県時短要請協力金対象者は除く	8月、9月分 10/1~11/30	熊本県一時金 コールセンター ☎ 096-387-1515
	熊本県事業継続・再開支援一時金(酒類販売事業者への支援)	県内に店舗や事業所等を有する酒類販売事業者 ※熊本県時短要請協力金対象者は除く ※国の「月次支援金」又は上記の県の一時金との併給が可能	8月、9月分 10/1~11/30	熊本県感染防止対策 認定制度事務局 ☎ 096-353-6330
	熊本県感染防止対策認定店衛生管理設備導入補助金	飲食店に係る熊本県感染防止対策認定制度の認証を受けた店舗	R4 2/28まで	熊本県感染防止対策 認定制度事務局 ☎ 096-353-6330
町	山都町事業継続支援給付金	町内に店舗や事務所等を有し継続して事業活動を行っている事業者等であって、町が指定する国、県の給付金を受けた者	10/29まで	山の都創造課 商工観光係 ☎ 72-1158
	山都町事業者等浄化槽維持管理支援事業補助金	町内に店舗や事務所等を有し継続して事業活動を行っている事業者等であって、町が指定する国、県の給付金を受けた者	10/29まで	
	山都町店舗等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金	町内に飲食業、小売業、サービス業等、顧客を相手に事業活動を行う店舗を有する者	R4 1/31まで	山都町商工会 ☎ 72-0186